特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	住民基本台帳ネットワークに関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年3月4日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネットという。）を府内市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供 ③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う本人確認情報照会要求の仲介 ⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示 ⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、市町村における市町村CS、大阪府における附票大阪府サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。 ①府内市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への附票本人確認情報の提供 ③住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構に行う附票本人確認情報照会要求の仲介 ⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する附票本人確認情報の表示 ⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
③システムの名称	（1）住民基本台帳ネットワークシステム （2）附票連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・第30条の15の2第2項・第3項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等） ・第30条の44の7第2項・第3項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	―	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府総務部市町村局行政課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター） 大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館　06-6944-6066 総務部市町村局行政課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目　大阪府庁本館　06-6944-9109

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府総務部市町村局行政課行政グループ 大阪市中央区大手前2丁目　大阪府本館　06-6944-9109

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・多数の特定個人情報を同時に取り扱う場合には専用回線を用いたデータでのやりとりに限定している。 ・年に1度行う研修において、セキュリティ対策等について周知・徹底を行っている。 ・特定個人情報を含んだ機器等の廃棄を行う際は、意思決定を行い、廃棄に携わった担当者名等を管理簿に記録している。 以上の点から、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅰ7．請求先	大阪府庁本館1階	大阪府庁本館5階	事前	
平成31年2月28日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長　土屋　俊平	課長	事後	様式変更による変更のため
平成31年2月28日	Ⅳリスク対策 1．提出する特定個人情報保護評価書の種類 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 3．特定個人情報の使用 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 7．特定個人情報の保管・消去 8．監査 9．従業者に対する教育・啓発		記載のとおり	事後	様式変更による変更のため
令和2年5月28日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	事後	番号整備法施行に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 ５　評価実施機関における担当部署 ７　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ８　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市町村課　大阪府庁本館5階	市町村局行政課　大阪府庁本館	事後	軽微な変更のため
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 ７　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	府政情報センター　大阪府庁本館5階	府政情報センター　大阪府庁本館	事後	軽微な変更のため
令和5年12月22日	表紙	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため
令和5年12月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大阪府知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため
令和5年12月22日	表紙 特記事項	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。	住民基本台帳ネットワークに関する事務では、全国の都道府県サーバを1拠点（集約センター）に集約したことに伴い、大阪府サーバの運用及び監視に関する業務を集約センター運用者に委託している。委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に秘密保持の事項を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。また、委託業務の履行に際して、情報保護に関する誓約書の提出を義務付けている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 １　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 　①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 １　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 　②事務の概要	別紙に記載	別紙に記載	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 １　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 　③システム名称	住民基本台帳ネットワークシステム	（1）住民基本台帳ネットワークシステム （2）附票連携システム	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 ２特定個人情報ファイル	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	（1）都道府県知事保存本人確認情報ファイル （2）都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 ３　個人番号の利用 　法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため
令和8年3月4日	Ⅰ　関連情報 ３　個人番号の利用 　法令上の根拠	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の13（都道府県の条例による本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）	住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第7条（住民票の記載事項） ・第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等） ・第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報） ・第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の15（本人確認情報の利用） ・第30条の22（市町村間の連絡調整等） ・第30条の32（自己の本人確認情報の開示） ・第30条の35（自己の本人確認情報の訂正） ・第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用） ・第30条の15の2第2項・第3項（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等） ・第30条の44の7第2項・第3項（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）	事後	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月9日法律第65号）による住基法の改正及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年6月9日法律第48号）による住基法の改正に対応するため
令和8年3月4日	Ⅰ　関連情報 ９　規則第9条第2項の運用	（新規項目）	―	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う基礎項目評価書の様式改正に対応するため
令和8年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 　いつ時点の計数か	平成26年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	時点更新
令和8年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 　いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	時点更新
令和8年3月4日	Ⅳリスク対策 ８　人手を介在させる作業	（新規項目）	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和8年3月4日	Ⅳリスク対策 11　最も優先度が高いと考えられる対策	（新規項目）	記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加